



秋田県公報

目 次

福岡敬重公世
福岡敬重の公衆(一)

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第1号
平成14年秋田県告示第335号で告示された外部監査契約に関し、外部監査人から
監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第
252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。
平成15年2月28日

秋田県監査委員	辻	久	男
秋田県監査委員	小田嶋	伝	一
秋田県監査委員	山	田	昭
秋田県監査委員	小	玉	和
秋田県監査委員		夫	夫

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九號
 株式会社松原印刷社
 電話(862)八七六六〇〇五
 FAX(863)〇〇五
 E-mail:natsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九號
 松原繁雄

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

県立大学の経営管理状況について

秋田県包括外部監査人

澤田祐治

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
県立大学の経営管理状況について

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	監査対象期間	1
4.	事件を選定した理由	1
5.	監査の方法	2
	(1) 監査の視点	2
	(2) 主な監査手続	2
6.	監査の実施期間	3
7.	監査の補助者	3
第 2	秋田県財政の概要	4
1.	秋田県の財政状況について	4
	(1) 県財政の現状について	4
	(2) 県が公表した『財政の中期見通し』について	7
	(3) 【キャッシュ・フロー計算書：財政の中期見通し】の作成について	9
2.	県債の状況と県立大学及び公社（県の出えん団体）保有県債について	12
	(1) 県債の状況と県立大学の整備について	12
	(2) 県債の状況と公社（県の出えん団体）保有県債について	14
第 3	秋田県立大学の概要	16
1.	設置の経緯	16
2.	基本理念	16
3.	設置時期及び学部等の概要	16
4.	キャンパスの概要	17
5.	県立大学にかかる建設コスト	19
	(1) 県立大学設置事業にかかる総事業費	19
	(2) 県立大学設置事業にかかる建設財源	19
	(3) 県立大学大学院整備事業にかかる総事業費及び建設資金	20
	(4) 県立大学の設置にかかる県債償還計画（全体）	21
4.	財務状況	23
5.	教職員等の概況	23

(1) 学生数、教職員の状況.....	23
(2) 教員の状況.....	24
(3) 入学者の出身地の状況.....	25
(4) 学生の就職状況.....	26
(5) 入学金、授業料の状況.....	27
6. 国立大学、公立大学及び私立大学の財務数値の比較（平成13年度） .	28
第4. 監査の結果.....	30
1. 収入関係.....	30
(1) 使用料：授業料関係他.....	30
(2) 手数料：入学金及び入学検定料.....	32
(3) 財産収入及び諸収入.....	32
2. 支出関係.....	34
(1) 人件費関係.....	34
(2) その他需用費等.....	34
(3) 委託料関係.....	37
(4) 学術研究交付金.....	41
(5) 奨学寄付交付金.....	42
(6) 短大における学生寮費会計.....	42
3. 財産関係.....	44
(1) 公有財産・物品（図書以外）の管理状況.....	44
(2) 図書の管理状況.....	52
(3) 県職員住宅建築費償還金.....	57
第5 利害関係.....	63

<p>本報告書の表の記載については、単位未満の端数を切り捨てて表示しているものがあるため、表示上の合計とその内訳とは必ずしも一致していない。</p>
--

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

県立大学の経営管理状況について

3. 監査対象期間

原則として平成13年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日）を対象とした。ただし、必要と認められた範囲において、平成12年度以前の各年度及び平成14年度の執行分についても対象とした。

4. 事件を選定した理由

秋田県（以下、「県」という。）の財政状況は全国的に見ても厳しい水準にあり、県の財政課が作成した『財政の中期見通し（平成14年3月）』においては、財政調整基金、減債基金及び地域振興事業基金（いわゆる財政3基金）の残高が平成18年度に底をつくと推計されている。このような厳しい財政状況の折り、県は、平成11年4月に新たに秋田県立大学（以下、「県立大学」という。）を開学した。当該事業は県の単独事業として実施され、総額で約317億円の県債の発行が予定されており、今後の元利償還に際して、その負担は県財政に重要な影響を与えるものと推察される。

施設整備に関しては平成15年4月の大学院生物資源科学研究科の開学をもって一段落するが、大学を取り巻く環境は大きく変動しつつある。

全国的な大学・短大進学率は上昇を続けているものの、出生率の長期低落傾向を受けたわが国18歳人口の減少により、入学者数自体は減少している。このような大学教育の主対象たる入学者数の減少は大学の経営基盤を脆弱にし、大学間の入学者獲得競争を激化させる側面を持つ。また、バブル崩壊後の閉塞状況下において、従前の体制を見直す動きが社会の各分野で出てきているが、大学に関しても、研究成果の社会への還元策も含めて、研究機関としてのあり方を見直すべきとの風潮が社会的にも強まっている。

このような環境変化を踏まえて、現在、大学のあり方自体が強く問われており、あるべき姿を模索する動きが顕著になってきている。国立大学においては、国立大学法人化の準備が進むと同時に各国立大学間の再編の動きが顕在化しており、このことは、地域の公立大学及び私立大学に対しても当然に影響を与えている。

また、地方においては、東京を始めとする大都市圏への青年層の流出抑制及び産学連携等による地域活性化の核となるものとして大学を求める声があり、県立大学に対しても同様に期待されているところであるが、秋田県の資金負担を経営的な存立基盤とする県立大学は、大学教育への県費投入のあり方という公立大学特有の論点も加わり、その存在意義を県民に対して明確にすることが求められている。

加えて、同じく県立の国際教養大学の設置が予定されていることも踏まえると、秋田県行政における県立大学の位置付けは重要性を増していると思われる。また、地方独立行政法人制度の創設が具体的に検討されている中、県立大学もその主要な適用対象の一つとなろう。

このような県立大学の秋田県行政における重要性の増大を鑑みた場合、県立大学の経営管理状況の適正性を検証するとともに、その経済性及び効率性等を併せて把握する必要性を認め、テーマとして選定することとした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

特に以下の視点から、監査を実施した。

- ① 県立大学の管理運営が、法令、条例及び規則等に基づき適正に運営されているかどうか。
- ② 県立大学にかかる事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部的な牽制機能が有効に機能しているかどうか。
- ③ 県立大学の秋田県財政の中に占める位置付けを明確にした上で、大学の管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているかどうか。

(2) 主な監査手続

- ① 当初計画の策定資料、実績及び関連する財政の状況等について、担当者に対する質問、及び入手資料を基礎とした分析等を実施することにより、その適正性等を検証した。
- ② 県立大学の管理運営に関連する諸事務について、関連帳簿及び証憑等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性等を検証した。
- ③ 特に、業務委託、建設工事、営繕工事等について、契約書、仕様書及び見積書等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性及び経済性・効率性を検証した。
- ④ 県立大学を構成する秋田キャンパス、本荘キャンパス及び短期大学

部等について、必要に応じて現場視察等を実施した。

6. 監査の実施期間

平成14年6月8日から平成14年2月7日まで

7. 監査の補助者

監査補助者の氏名及び資格は以下のとおりである。

公認会計士	唐澤	正幸
公認会計士	大崎	美保
公認会計士	山本	靖子
公認会計士	岡井	眞
会計士補	川口	明浩
会計士補	木下	哲
税理士	秋山	牧

第2 秋田県財政の概要

本節においては、秋田県財政の現状及び将来推計を概括的に示すとともに、その中における県立大学等の位置付けについて記述する。

1. 秋田県の財政状況について

(1) 県財政の現状について

平成13年度末における県財政の現状は次に掲載する【経営指標一覧表】のとおりであり、全体として財政構造の弾力性が失われつつある現状を示している。

まず、財政構造の弾力性を代表する指標である経常収支比率（経常的に歳入として入ってくる一般財源がどの程度義務的な経費に充当されたかを表す指標）を見ると87.0%であり、弾力性に対する要注意水準である80%を大きく超過している。また、県債残高（いわゆる「長期借入金」の残高）に関する指標を見ると、好ましいとされる水準からの乖離が大きく危険ラインに達している。例えば公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率がそれぞれ22.8%（好ましい水準の上限10%）、26.6%（警戒水準15%、危険水準20%）及び15.7%（制限水準20%）となっており、財政運営の自由度が大幅に制限されているものと考えられる。このような状況の原因は基本的には、県の財政力の低さ（財政力指数=0.22549）に求められる。

【経営指標一覧表】

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
財政力指数 ^{注1}	0.29790	0.30097	0.27598	0.24792	0.22549
経常収支比率 ^{注2} (%)	86.2	87.7	84.8	84.9	87.0
公債費比率 ^{注3} (%)	20.0	21.4	23.9	22.2	22.8
公債費負担比率 ^{注4} (%)	21.2	21.2	24.3	26.6	26.6
起債制限比率 ^{注5} (%)	13.5	14.3	15.4	15.8	15.7
県債残高（億円）	8,743	9,627	10,160	10,403	10,735

（注1）「財政力指数」とは、財源の余裕度を示す指標であり、基準財政収入額を基準財政需要額で割り返した値の3ヵ年平均である。1を超えるほど財源に余裕があることを表すが、県の数値は「0.22549」であり基準となる「1」の4分の1以下である。

（注2）「経常収支比率」とは、財政構造の弾力性を測定する比率であり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された経常一般財源（地方税、地方交付税等）の割合で示される。この比率が低いほど、政策的、臨時的な経費に財源を回すことができ財政構造に弾力性があることを示す。75%~80%を超えると弾力性がなくなりつつあること表す。

(注 3)「公債費比率」とは、標準財政規模等に対して県債の元金償還や利息の支払いに充てられた一般財源等の割合を表し、財政の健全性の目安は10%であるとされている。

(注 4)「公債費負担比率」とは、一般財源の総額に占める、公債費に充てられた一般財源の割合を表し、高いほど財政運営の硬直化を示している。一般的には15%が警戒水準で20%が危険水準であると言われている。

(注 5)「起債制限比率」とは、地方債の発行を制限するために設定された指標であり、20%が制限水準となり、地方債の発行が制限される。

いずれの指標の年度推移をみても改善の方向には動いていると明確に分析できる要素は見出せない。これらの指標値の年度推移（過去5年間）をグラフ化したものが次の3つのグラフである。

財政力指数

(基準値:1)

